

放送教材の宅配サービス等による室外貸出について

平成25年 4月 1日

神奈川学習センター

(趣 旨)

- 1 この規則は、放送教材の宅配サービス等による室外貸出（以下「貸出」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

- 2 放送教材の貸出しを受けることのできる者は、当該学習センター所属の学生とする。

(貸出放送教材の範囲)

- 3 貸出をすることのできる放送教材は、次のとおりとする。ただし、特に学習センターが指定した放送教材については、貸出をすることができない。
 - (1) テレビ科目は、（'08）科目からのDVDとする。
 - (2) ラジオ科目は、（'08）科目からのCDとする。
- 4 学期開始後1週間から単位認定試験開始の10日前までは下記のとおりとする。
 - (1) 貸出を受ける者が現に登録している科目の放送教材
 - (2) 貸出を受ける者が再試験を受験する科目の放送教材
- 5 単位認定試験終了の翌日から学期末2週間前までは下記のとおりとする。

「全ての科目の放送教材」

(貸出停止期間)

- 6 学期開始後1週間及び単位認定試験開始の10日前から試験終了まで並びに学期末の2週間は、貸出を停止する。

(貸出の手続き)

- 7 貸出を受けようとする者は、放送教材貸出申込書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、送料分の切手を同封して所属学習センター事務室に提出するものとする。
- 8 貸出中の放送教材がある場合又は図書の返却が遅延している場合は、次の貸出は行わないこととする。
- 9 貸出に必要な発送料と返送料は、貸出を受ける者の負担とする。
- 10 貸出の申込は、電話・FAXによる申し込みは受け付けない。

(貸出期間)

- 11 この規則に基づき貸出を受ける場合の放送教材の貸出期間は、貸付当日と返却当日を含め、9日間とする。

(貸出本数)

- 1 2 貸出本数は、1人3本までとする。

(返 却)

- 1 3 貸出を受けた放送教材は、期限内に返却しなければならない。なお、返却が遅れた場合は、貸出を禁止することがある。
- 1 4 第2項に掲げる者がその身分を離れ、又は、休学・退学となった場合は、貸出を受けた放送教材は直ちに返却しなければならない。
- 1 5 センター長は、特に必要があると認めた場合は、貸出中の放送教材を返却させることができる。

(複製の禁止)

- 1 6 貸出を受けた放送教材は、その内容を変更し複製し、または第三者に譲渡若しくは貸与してはならない。

(弁償)

- 1 7 貸出を受けた者の責に帰すべき事由により、放送教材を滅失し、損傷し又は内容を変更した場合はこれを弁償させることができる。

(その他)

- 1 8 この規定に違反し又は係員の指示に従わない者は、郵便等によるDVD等の室外貸出しを制限する。